

固定電話網のIP網への移行に向けた制度整備について

令和元年6月24日
総務省
総合通信基盤局

- 総務省では、固定電話網のIP網への移行に向けた主な取組として、以下の制度整備を実施。

①固定電話網のIP網への移行に必要な技術基準の整備

- (1)メタルIP電話用設備の品質・信頼性確保、(2)「繋ぐ機能POI」設備の信頼性確保、(3)緊急通報に係るコールバック機能の確保のための制度を整備

平成30年11月13日 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)等の一部を改正 ⇒P2

②電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護に関する制度整備

- 事業者が業務の休廃止に伴い行う利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

令和元年5月22日 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部を改正 ⇒P3

③電気通信番号に関する制度整備

- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者番号を割り当てるための制度を整備

令和元年5月22日 電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)制定等 ⇒P4、5

- 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において、「固定電話網の円滑な移行等に向けた電気通信設備に係る技術的条件」に関する検討を行い、一部答申とりまとめ(平成29年7月)。
- 同答申等を踏まえ、総務省において、固定電話網のIP網への移行に必要な技術基準を整備するための事業用電気通信設備規則等の一部改正を実施(平成30年11月13日公布・施行)。

(1) メタルIP電話用設備の品質・信頼性確保

- 利用者に対して現在の加入電話と同等水準での固定電話サービスが安定的に提供されるよう、メタルIP電話用設備について、**加入電話と同等水準の品質及び安全・信頼性を確保**するための技術基準を整備

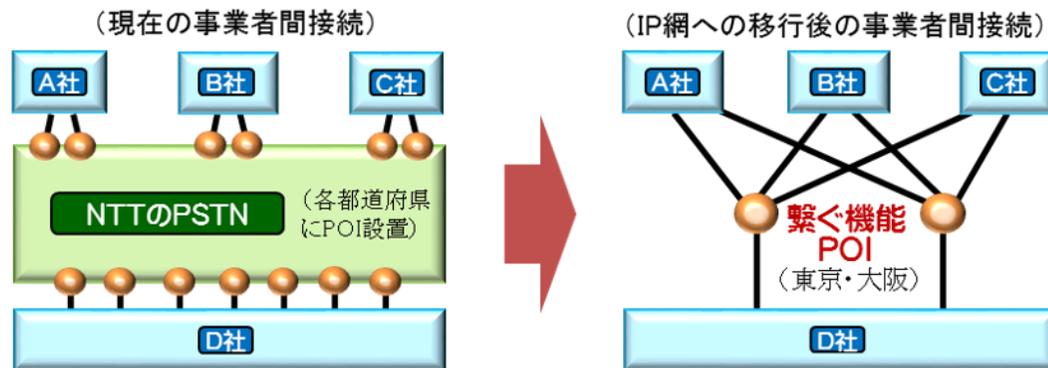


(2) 「繋ぐ機能POI」設備の信頼性確保

- IP網同士の接続のために構築される「繋ぐ機能POI」に係る**通信設備**について、**安全・信頼性を確保**するための技術基準を整備

(「繋ぐ機能POI」設備の技術基準)

- ・故障時における他の設備への切替機能の具備
 - ・故障時に使用する他の設備の通信容量の確保(努力義務)
 - ・長時間停電を考慮した停電対策(努力義務)
 - ・大規模災害対策(複数地域への分散設置)
- 等



(3) 緊急通報に係るコールバック機能の確保

- 緊急機関(警察・消防・海保)と通報者の「回線保留」を実現しているPSTNの機能を代替するため、メタルIP電話用設備について、**緊急機関からのコールバックに「通報者とながかりやすくなる5機能※」を確保**するための技術基準を整備

※ 5機能…①110/119/118番の通知、②転送機能の解除、③着信拒否機能の解除、④第三者との通話を一定時間制限、⑤災害時の優先通信扱い



- 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月)を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るため、事業者に対し、利用者周知に関する事前届出を課すことにより、行政が事業者の取組状況を確認等するための制度を整備。

現状

事業者による適切・十分な利用者周知の確保の必要性

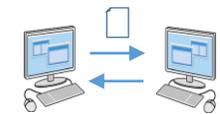
- 固定電話網のIP網への移行等を背景に、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(例:NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)等)が終了予定
- 現行の退出規律(事後届出制)では、事業者による利用者周知の取組が適切・十分でない場合の事前の対応が困難

【参考】NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)

低速だが高品質・低遅延でデータ通信を行うことが可能なサービス。国民生活・経済活動に直結する幅広い場面で利用されている。

＜利用分野の例＞ ※INSネットの契約数:約256万件(平成28年3月末現在)

企業間の電子商取引(EDI)
受発注30~40万社の一部



カード決済端末
約6~10万台



電子端末による銀行取引
(振込・口座照会)
約10万社(3メガバンクの延べ数)



ラジオ放送
(番組中継・番組素材配信)
臨時回線8,100回線以上
(99社(年間))



制度整備

事業者による業務の休廃止に係る利用者周知

- 事業者による利用者周知の内容(休廃止するサービスの代替サービス等)を、予め行政が確認等することにより、利用者における円滑なサービスの移行を促進

【主な省令規定事項】

休廃止に係る利用者への周知

改正事業法第26条の4第1項

- ・ 利用者への周知事項として、苦情相談窓口や代替サービス等について規定
- ・ 休廃止の前日から起算して30日前の日(※)を周知期限として規定。

※ 事前届出対象業務については、1年前

休廃止に係る周知事項に関する総務大臣への事前届出

改正事業法第26条の4第2項

- ・ 事前届出を必要とする利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務として、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、契約数が100万以上であり、かつ、有償の電気通信役務を規定
- ・ 届出の期限を、利用者周知を開始する前日から起算して30日前の日までと規定
- ・ 届出書の記載事項として周知の実施期間・方法等を規定

事前届出義務の対象となる電気通信業務の休廃止に関する情報の総務大臣による整理・公表

改正事業法第26条の5

- ・ 総務大臣が整理・公表する情報として、上記の事前届出事項に関する事項のほか、周知に際する他事業者との連携や代替サービスの提供に関する情報等を規定

電気通信番号に関する制度整備

- 電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備(令和元年5月22日から)
- 卸提供を受けている場合を含め、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の作成等の手続きが必要(令和元年11月21日まで)

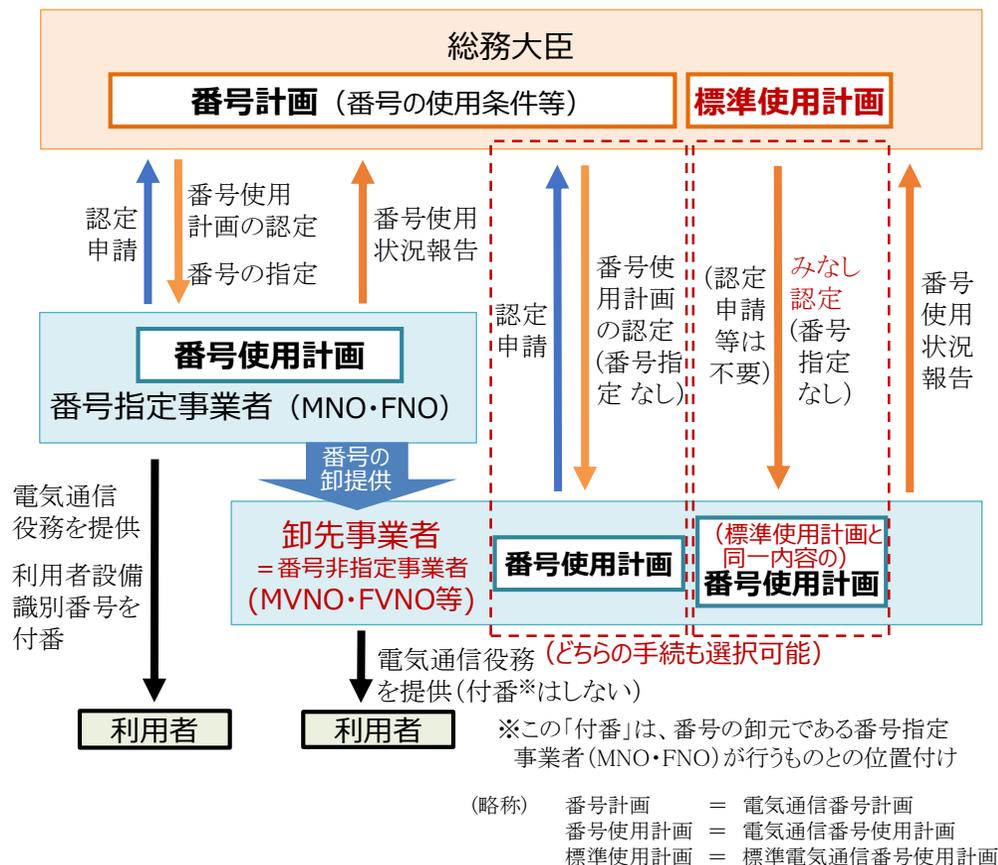
電気通信番号の使用に関する手続

- ✓ 総務大臣は、電気通信番号計画(告示※)を作成・公示
 - ※ 電気通信番号の種類ごとに、提供役務の内容、使用の条件(重要通信、番号ポータビリティ、使用期限等)等を記載
- ✓ 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならない
- ✓ 総務大臣は、電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること等を審査し、認定(併せて電気通信番号を指定)
- ✓ 卸先事業者(MVNO・FVNO等)についても、次のいずれかの手続が必要
 - ✓ 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける
 - ✓ 標準電気通信番号使用計画※と同一の電気通信番号使用計画を作成(この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる)
 - ※卸元電気通信事業者の電気通信番号使用計画の範囲内である等の場合を規定

電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- ✓ 認定された電気通信番号使用計画に従って、指定があった電気通信番号を使用しなければならない
- ✓ 違反した場合は、総務大臣による適合命令
- ✓ 適合命令に従わない場合は認定の取消し

【手続のイメージ】



- 総務大臣が電気通信番号使用計画を認定する際の基準として、電気通信番号の使用に関する条件等を規定した**電気通信番号計画**を告示
- 電気通信番号の使用に関する条件として、従来から電気通信番号を指定する際に求めている事項に加え、**PSTNのIP網への移行等を踏まえた条件を新たに追加**※
※電気通信事業者は、新たに追加した条件も含めて、条件の確保に関する事項を電気通信番号使用計画に記載する必要。
総務大臣は、当該条件が確保される見込みであること確認した上で、電気通信番号使用計画を認定。

追加した主な条件

●PSTNのIP網への移行に関する条件

※「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申等)を踏まえた規定

- ✓ 固定電話番号において**双方向**での**番号ポータビリティ**が可能であること(令和7年(2025年)1月末日までに)
- ✓ 固定電話番号・携帯電話番号において**IP-IP接続に対応した網間信号接続**を実施すること
※その他電気通信番号については、IP網への移行の段階に応じて、今後、条件を規定する予定
- ✓ IP-IP接続に対応した網間信号接続を行う場合は、**E-NUM方式**によること

●光卸売サービス事業者の事業者変更に関する条件

※「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」報告書を踏まえた規定

- ✓ 固定電話番号において**事業者変更時の番号ポータビリティ**が可能であること

●固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件

※「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を踏まえた規定

- ✓ **固定電話番号を使用した転送サービス**を提供するに当たっては、**地理的識別性の確保**(利用者の本人確認、利用者の活動の拠点が番号区画内にあることの確認等)、**通話品質の確保**、**緊急通報の確保**を行うこと